地方公営企業等金融機構債券小計	—	879,769	1,234,854	—	—
政府保証債（国内債）第775回～第886回公営企業債券	平成11年４月28日～平成20年６月19日	10,999,234	9,220,051 (1,666,200)	0.5～2.0	10年
政府保証債（国内債）15年第１回～第５回公営企業債券	平成17年６月22日～平成19年７月18日	184,615	184,637	1.6～2.2	15年
政府保証債（外債）第13回ユーロ・ドル～第５回グローバル・円公営企業債券	平成11年５月７日～平成20年６月25日	1,125,217	1,043,458 (119,500) [3,200百万米ドル] [900百万ユーロ] [150百万英ポンド]	1.350～6.000	10年～20年
非政府保証公募債５年第１回公営企業債券	平成20年２月29日	129,950	129,963	1.14	５年
非政府保証公募債第１回～第30回公営企業債券	平成13年12月26日～平成20年6月16日	1,279,743	1,279,786	0.64～2.07	10年
非政府保証公募債20年第１回～第25回公営企業債券	平成14年７月30日～平成20年６月16日	569,587	569,611	1.03～2.58	20年
非政府保証公募債30年第１回～第10回公営企業債券	平成16年１月29日～平成18年９月20日	189,842	189,848	2.39～2.95	30年
非政府保証公募債変動利付第１回公営企業債券	平成14年10月31日	20,000	20,000	変動	15年
非政府保証公募債物価連動第１回～第２回公営企業債券	平成17年３月２日～平成17年７月19日	40,000	40,000	1.248～1.408	10年
非政府保証公募債定時償還第１回～第３回公営企業債券	平成15年２月14日～平成16年６月９日	47,830	45,660 (2,170)	1.39～2.01	28年
非政府保証公募債変動利付（ＣＭＳ型）第１回公営企業債券	平成18年９月13日	20,000	20,000	1.894	10年
縁故債い号第52回～特別第１号第31回公営企業債券	平成11年７月30日～平成20年７月31日	3,492,373	2,970,200 (456,500)	0.67～2.18	10年
公営企業債券小計	—	18,098,393	15,713,218 (2,244,370)	—	—
合　　計	—	18,978,163	18,534,475 (2,244,370)	—	—

㈱１．法第40条第２項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,534,475百万円の一般担保に供しております。
２．「政府保証債（外債）第13回ユーロ・ドル～第５回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の［　］は外貨建による金額であります。
３．「当期末残高」欄の（内書）は１年以内償還予定の金額であります。

3【引当金明細書】

（単位：百万円）

区　　分	前期末残高	当期増加額	当期減少額（目的使用）	当期減少額（その他）	当期末残高
賞与引当金	47	43	47	—	43
役員賞与引当金	7	7	7	—	7
退職給付引当金	202	7	—	—	210
役員退職慰労引当金	51	5	—	—	56

4【金利変動準備金等明細書】

（単位：百万円）

区　　分	前期末残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち繰入額等		うち繰出額	
金利変動準備金	220,000	220,000	220,000	—		440,000
公庫債権金利変動準備金	3,074,728	256,315	256,315	220,000	220,000	3,111,043
合　　計	3,294,728	476,315	476,315	220,000	220,000	3,551,043

5【地方公共団体健全化基金明細書】

（単位：百万円）

区　　分	前期末残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	892,875	8,576	—	—	44	901,407
組入地方公共団体健全化基金	1,800	—	3,731	—	—	5,531
合　　計	894,675	8,576	3,731	—	44	906,939

㈱１．「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第１項に規定する納付金の法第46条第２項に基づく受入額であります。
２．「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「その他」は、全額が地方財政法施行令の一部を改正する政令による改正前の地方財政法施行令附則第２条第７項の規定に基づく還付に係る金額であります。
３．「組入地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「組入額」は、法第46条第５項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金に組み入れた額であります。